

【電気自動車・燃料電池自動車】

* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・乗用車、車両総重量3.5t超のトラック・バス

* 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用
・車両総重量3.5t以下のトラック・バス

* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
				新車新規検査	初回継続検査等
本田技研工業	CR-V	ZBA-XXXXX	免税	0	0

※ 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外が対象となります。

※ 掲載の車両以外の電気自動車・燃料電池自動車でも、特例措置の対象となる場合があります。

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。